

さいなら原発・ びわこネットワーク

ニュース第27号 2018年7月5日

滋賀県大津市仰木の里5丁目5番4号

稲村 守 方

TEL 080-5713-8629

FAX 077-574-0204

E-mail sinamu2002@yahoo.co.jp

大飯原発控訴審・安倍政権「忖度」判決！2018.7.4 金沢

金沢まで滋賀から10数人参加・大津駅前から敦賀までマイカーで2時間、そこから金沢まで貸し切りバスで2時間半、台風に向かって行ってきました。若狭の原発を考える会のアメーバデモの初日の位置づけでもありました。バスの中は交流と学習の時間、「2011年からの闘いで19原発の廃炉を勝ち取ってきた。決して私たちは負けてはいない。新增設を阻止できれば、2053年までに日本の原発はゼロにできる」（木原壮林さん）など、安倍政権ごときに負けないぞ！

人格権を高らかにうたった14年5月の大飯原発福井地裁樋口判決を維持できるか否か、7月4日、午後3時過ぎ、名古屋高裁金沢支部前に固唾をのんで待ち構える市民とマスコミ陣、そこに2人が裁判所内から小走りで現れ、「旗出し」が行われる。

若手弁護士の持つ「不当判決」、原告の東山義隆さんがもつ「司法は福島から目をそむけるのか」の垂れ幕に、福井・北陸や関西一円から駆けつけたたくさんの裁判闘争支援者からいっせいに怒りの声上がる。

福島第一原発事故後、原発の運転停止を求めた住民訴訟の初の控訴審判決として注目されたが、内藤正之裁判長は「危険性は社会通念上無視しうる程度」として、「周辺住民等の人格権を侵害する具体的危険性はない」とする、不当極まる関西電力べつりの逆転判決だった。

裁判所前でマスコミ記者から判決の第一印象を求められた東山さんは、「福島の事故をなんと考えているのか。司法の役割をまったくはたしていない」と。脱原発弁護団全国連絡会議共同代表・河合弘之弁護士は、「訴えても訴えても聞く気がない、『馬の耳に念仏判決』だ。原発の危険性は認めてしかしそれは新たな立法府の責任だと言う『三権分立放棄判決』でもある。島崎邦彦・元規制委員長長代理の証言さえ無視する『安倍政権べつり判決、忖度判決』だ。」と、なんとも怒りを抑えきれない。



続く記者会見場では、井戸謙一弁護士は、「あまりにもひどい政治的判断だ。裁判所が追い詰められている印象を受けた。国会で問題となっている今の官僚のように。」と述べた。判決要旨を読み上げる内藤裁判長は傍聴席からの怒りの声にもはや注意する余裕も失い、「・・・ね」というような話し言葉で判決を下し、読了するや一刻も早く逃げ去っていった。

原告団・中島哲演代表は、「福島・チェルノブイリの実態をきちんと学んでいた樋口判決と比して、後退しすぎている。司法の使命感を放棄したものだ。福井地裁判決は、『豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である』と語り、現在もなお癒える事のない福島第一原発事故の被害に真摯に向き合う倫理的な問いかけであり、人権を守る砦としての裁判所の責務に忠実に原発の安全性を厳しく審査した。この豊かな内容を持つ樋口判決に比して、余りにも貧相な内容の判決である。世論と運動を広げて『必要神話』を、今回の判決をひっくり返す運動を巻き起こしたい」と決意を披歴した。

この不当判決への原告団・中島代表と弁護団・島田広団長の共同抗議声明では、「原子力規制委員会の安全審査の結果さえ出れば、裁判所は、自ら主体的に原発の安全性を審査することなく、住民側の立証手段を奪ってでも強引に審理を打ち切ってこれに追随するだけだった」として、「これは、もはや裁判ではありません」、「関西電力のサーヴァント（召使い）」だとして、「満腔の怒りをもって、強く抗議します。」とし、「私たちは、関西電力と国及び福井県に対し、同原発が抱える根本的な危険性から眼をそむけることなく、直ちに同原発の運転を停止するよう、強く求める」と結んでいる。

河合弁護士は、「私たちは絶対に勝つ。なぜなら沖縄のように勝つまでやめないからだ」と訴えた。